

津市消防本部における開発行為指導要領

平成18年1月1日消防本部訓第41号

改正 平成25年3月29日消防本部訓第13号

平成29年3月29日消防本部訓第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条に基づく開発行為に関し、消防機関が行う指導について、津市開発技術基準に定めるもののほか必要な事項を定める。

(事務処理)

第2条 前条に規定する事務処理は、消防救急課が行うものとし、一連の指導経過は開発行為指導記録簿（別記様式）に整理しておくものとする。

(指導対象)

第3条 開発行為に対する消防指導は、次のとおりとする。

(1) 消防水利

住宅地の開発規模が1,000平方メートル以上のもの（自己の居住の用に供する住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものを建築するための開発行為を除く。）については、消防水利（消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に適合する消防水利をいう。以下同じ。）を設けるものとする。ただし、消防水利が消火栓のみの場合、開発面積10万平方メートル以上のものは、消火栓以外に防火水槽を設けるものとし、10万平方メートル（端数は原則として四捨五入方式とする。）ごとに1を加えるものとする。

(2) 消防活動用空地

開発事業区域内の道路及び開発事業区域外の既存の道路と予定建築物（階数が5以上のものに限る。）との間隔が、5メートルを超える場合は別に定める基準により消防活動用空地を確保するものとする。ただし、当該予定建築物において2方向避難が確保される構造のものであるときは、この限りでない。

(3) その他

前号に掲げる開発行為以外のもので当該開発面積が大規模又は災害発生

時の消防活動が困難であると予想される時は、開発行為者の理解を促し、積極的な消防指導を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する消防水利は、有効な消防水利に含まないものとする。

- (1) 鉄道によって分断される位置にある消防水利
- (2) 河川、崖等によって分断される位置にある消防水利
- (3) 道路等においてホースを延長することが困難な位置にある消防水利
(合議審査)

第4条 消防救急課長は、開発行為に係る事前協議、中間検査、完成検査及び帰属検査において消防指導を行うときは、津市開発技術基準及びこの要領の定めるところにより当該内容を審査し、消防長に復命すると共に、開発指導室長に通知するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日消防本部訓第13号)

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日消防本部訓第4号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

開発行為指導記録簿

開発地 (仮称名)			
事業主 住所、名称			
開発面積	㎡	用途地域	
		開発行為の用途	
消防施設	消火栓 基、防火水槽 基、水利標識 本 その他の施設		
指導経過			
1 事前協議 (年 月 日)			
2 中間検査 (年 月 日)			
3 完成検査 (年 月 日)			
4 帰属検査 (年 月 日)			